



発行 笠置信行
〒899-0402
鹿児島県出水市高尾野町柴引2065
電話番号 0996-82-0069



◆ 開会式のご門主様のご教辞

皆様には、第三二三期定期宗会の招集にあたり、ようこそご参集くださいました。初めに、本年一月一日に発生した、令和六年能登半島地震において犠牲となられた方々に、慎んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申しあげます。被災地では、多くの方が困難な生活を余儀なくされ、先の見通しの立たない不安な日々を送られています。被災者お一人お一人に寄り添った、きめ細やかな支援活動が継続して行われることで、一日も早く生活を再建され、平穏な日常に戻られますことを願っております。

さて、本年は親鸞聖人がその主著である、顕浄土真実教行証文類（教行信証）に浄土真宗のみ教えを体系的に著されて、八〇〇年という年にあたります。親鸞聖人は九歳で出家得度され、生死出づべき道を求めて、比叡山で二十年に及ぶ修行に励まれました。しかし、悟りを開くことができずに、悩みや苦しみを抱えて、法然聖人のもとを訪ねられます。そこで、阿弥陀様のご本願、他力のお働きに出会われます。それは、どうしても我執という煩惱から離れられず、自力修行で悟りを開くことができない者に対して、そのまま救うというお働きです。

現在の私たちを取り巻く状況を考えますと、二〇二〇年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行以降を見ても、ロシア連邦のウクライナ侵攻と、イスラエルとパレスチナの武力衝突はいまだに続いており、大規模な地震も、令和六年能登半島地震までも、シリア、トルコをはじめとする世界各地で発生しています。また、ハワイマウイ島での山火事もあり、水害も世界各地で起きています。

お釈迦様が約二五〇〇年前に明らかにされた縁起や諸行無常という真理は、これからも変わることはありません。しかしながらこの真理をその如くに受け入れることができず、自分自身の思い通りにならないことで悩み苦しんでいます。阿

弥陀様のご本願は、このように縁起や諸行無常のことわりの前にたたくむことしかできない私を救いの目当てとして収めとり、お悟りの世界へと導いてくださいます。

阿弥陀様のご本願に出会い、その智慧と慈悲に生かされる私たち念仏者は、煩惱具足の身を嘆きつつも、世の安穩、仏法弘通を願われた親鸞聖人のお心を体して、喜び悲しみを分かち合い、誰もが心豊かに生きられる、平和で公正な社会の実現に努めることが大切です。そしてそのためには、世界の状況や人々の意識をしっかりと見極め、それに応じた伝道活動を進めなければなりません。

私が門主就任以来、消息や親教で述べてきた、浄土真宗のみ教えの肝要が、広く又次の世代に伝わるよう、それぞれの場でご精進いただき、伝わる伝道が実践されますよう、願っております。また、時代状況に即応した伝道活動を進めるに当たっては、その活動を支えるための持続的成長が可能な、強靱な組織を作り上げる必要があります。

立教開宗八〇〇年という節目の年に当たり、私たちはこれらの喫緊の課題に真摯に取り組むことが重要であり、議員の皆様には、引き続き宗門の諸活動にお力添えをいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

◆ 二〇二四年度宗務の基本方針

宗祖が明らかにされたみ教えと願いを体し、持続可能な宗務組織を構築する

― 宗門の基本理念に基づく同朋教団の新たな歩みに向けて ―

- ・み教えを依りどころに生きる者となり、阿弥陀如来の智慧と慈悲の心が広く、また次の世代に伝わるよう、「伝わる伝道」を実践し、行動する。
- ・お念仏を相続し、「世のなか安穩なれ、仏法ひろまれ」と願われた宗祖親鸞聖人のお心にかなうよう、喜びも悲しみも分かち合い、自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に努める。
- ・宗門内外の課題に対応し、伝道活動をささえる持続可能な組織化を推し進める。

特に注力するものは以下の五項目とする。

- 一、「伝わる伝道」の研究と実践
- 二、平和への取り組み



体策が変わることは一定の成果ですが、変える理由が有るならば今直ぐ今年度の基本方針と具体策をも変更すべきではないでしょうか。

令和六年二月二十七日まで

◆第三三三回定期宗会において

二月二十八日、総長執務方針演説で、新しい「領解文」に関し、いろいろな会所・人から異論の声・懸念する声・厳しい意見を承っており「来年度の宗務の基本方針に唱和の推進を掲げることは、更に宗門内の混乱を長引かせると判断し」と、掲げないと述べました。

通告質問で、松野尾慈音議員が「ご消息発布の責任は総局にあるのか、勸学寮にあるのか」と問いました。従来の総局の手続きに瑕疵は無い、勸学寮の同意があったから云々との答弁ではつきりしませんでした。結局「責任は申達した総局にある」と初めて認めました。

宗法第九条に「門主は宗務機関の申達によって宗務を行う」とあり、その二に「前項の宗務については、申達した宗務機関がその責任を負う」とありますので、当然、申達した総局に責任があるのですが、今までそれを認めなかったのです。

続いて、松原功人議員の質問で、池田総長は、「混乱の収束に覚悟を持って取り組む」と答弁しました。

そして、予算審査が進み可決した後、三月八日、池田総長が総辞職をしました。その理由は「令和六年度の宗務の基本方針や各種予算が成立し、方向性をつける事が出来たから」というものです。混乱の収束に何か手立てを講じるのでもなく混乱の責任を取るという事でもなく辞職した事になります。総辞職となり総長選挙が行われることになりました。

◆総長選挙

午後一時三十分、内事大応接室にて、ご門主様から総長候補者のご指名書が園城宗会議長へ交付されました。議場へ戻り開封されました。

候補者は二名、出席議員七十五名

- 池田 行 信 東京教区 栃木北組 慈願寺
- 荻野 昭 裕 和歌山教区 海南組 浮國寺

総辞職した総長とその筆頭総務の二人がご指名となりました。選挙ですから、どちらかを選ぶべきですが、二人とも今まで普及推進をしてきた人です。混乱の収束には期待できない選びにくい候補者となりました。

総長選挙は総長候補者の発表のあった日を含め二日以内に議員の定数（七十八）の三分の二以上（五十二）が出席し行わねばなりません。そして白票・無効票を除いた有効投票数の過半数の候補者が当選します。

出席が三分の二（五十二）必要ですので、二十七名が出席しなければ選挙はできません。三名は休んでいまして、あと二十四名が欠席すれば選挙ができない事になるのですが、二日以内に選挙をしなければなりませんから、単に引き延ばすだけとなります。そこで、どちらの候補者でもない「白票」を投じる事としました。

午後三時から選挙が行われました。

投票 総 数	七十五 票
池田 行 信	十三 票
荻野 昭 裕	二十七 票
白 票	三十四 票
無 効 票	一 票

有効票四十票の過半数を得た候補者、荻野昭裕議員が当選し、総長になりました。「議決いただいた明年度基本方針と予算を肅々と執行していく。白票の意味は理解している。多くの意見を宗務に取り入れながら進めていく。」と、就任の挨拶をしました。そして、第三三三回定期宗会は閉会しました。

令和六年三月八日まで

◆僧侶四十七議員会派について（令和六年三月八日現在）

誓 真 会 七名

- 山階照雄（北海道・五期）・目谷照應（石川・四期）・高屋顕裕（福井・三期）
- 弘中貴之（山口・三期）・鹿多証道（兵庫・三期）・神戸修（大阪・一期）
- 菅原俊軌（山陰・一期）

◆令和六年度宗派各種会計予算について

・宗派一般会計について

財政状況が厳しさを増す中、令和三年二月十八日開催の第三七回常務委員会の議決を得た「新たにめざす持続可能な宗務組織を構築するための具体策」に基づく予算編成の四年度目となります。

それは令和二年度予算に対して、平均して毎年1億7千万円、五年で8億5千万円の規模を縮小（本願寺懇志に対する教化助成費やコロナ禍、の特別な支出は除く）すると言うものです。その点からは、令和六年度予算は令和二年度予算に対して、7億8千万円の減額予算となり、あと7千万円となりました。

宗派一般会計は歳入・歳出とも43億4300万円（前年度当初予算比3億700万円減）です。一般会計の経常部予算、歳入につきましては、賦課金制度は変更無く、19億8400万円、宗派に対する懇志では築地本願寺からの5000万円の進納が予定され5600万円、本願寺からの回付金は前年度比1億5千万円増額の10億円です。これは本願寺懇志収入が少し回復するとの見込みからです。それに伴い、本願寺からの教化助成費繰入金が前年度当初予算比543万5千円増額の5億6480万5千円となります。（内、大谷本願無量寿堂推進事業費から2480万5千円）出版事業費から8千万円の回付を受けます。冥加金では、教師申請冥加や願記冥加、宗務員冥加など、1億1905万円で昨年度当初予算より345万円増額を見込みます。教師教修費・得度習礼費・その他受講料参加費等では1990万円の減額を見込みます。これは、勤式指導所の受講料収入が中央仏教学院の会計に移るためです。経常部歳入は、前年度当初予算比1億8469万4395円増額の40億3108万2143円です。

臨時部では、令和四年度の決算剰余金、3億1041万7857円を繰り入れます。臨時部歳入は、前年度当初予算比4億9169万4395円減額の3億1191万7857円です。宗門振興推進金庫よりの回付はありません。経常部・臨時部あわせまして、前年度当初予算比3億700万円減額の43億4300万円となりました。

一方の歳出では、業務の見直し等を進め経費削減に努めます。経常部法要費では、九月十八日の千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要費に、1263万円です。実践運

動推進費では、実践運動の推進、重点プロジェクトリーダーの活動助成金など5802万円。地方交付金で、各教務所長の給与資金として、前年度当初予算比200万円増額の2億3200万円。教化奨励費は、賦課金納付に対し組へ十二％の「教化奨励費」等2億2090万円など3億2930万円です。コロナの中、一般寺院への教化助成を行っていましたが、本年度からなくなりました。事務費は、1億670万円。管理費では、警備や維持費、水道光熱費など3億478万円です。

宗務所員費では、2514万円減額の13億1576万円です。予備費は、1億5523万7千円です。経常部の歳出は前年度予算比1億9188万円減額の40億8403万円です。臨時部では、予定されます各種大会・行事の経費・助成金・協賛金などの他、各所改修工事費1800万円。平衡資金への回付金1億8千万円を計上しました。宗会議員の任期満了に伴う総選挙が予定されますので、事務費として2432万円、また、組長の改選に伴い、全国組長研修会や正副組長退職者表彰などで1182万円計上されました。臨時部歳出は前年度予算比1億1512万円減額の2億5897万円です。経常部・臨時部歳出合計は、歳入合計と同額の43億4300万円です。

◆特別会計について

・中央仏教学院費

学院入学者は、令和六年度より研究科に勤式課程を設置のため受講者増を見込み、前年比3200万円増。一方の通信教育では、受講者の減により1857万3400円減の5904万7千円を見込みます。前年度繰越金は、1904万6540円増額の1億4718万2000円となりましたため、前年度当初比3390万円増額の3億3020万円の予算です。歳出も同額です。

・出版事業費

歳入では、文字離れ等の勢いに追い付かず、令和五年当初予算に比して全ての項目で減となり、1億150万円減額の9億1200万円の予算となりました。歳出では宗派一般会計への回付金を前年同額の8千万円としました。



・聞法施設費

歳入ではコロナでの宿泊者数の低迷が続きましたが、徐々に戻りつつあり、前年同様、コロナ以前の約七五%の三万名を見込みます。予算総額としては前年度当初比3100万円増額の3億9100万円です。苦しい経営が続きますが、回復を期待します。

・平衡資金

予算編成上収支の均衡を保つために歳入の一部に繰り入れる資金として、剰余金の一部又は全部を別途に積み立てることができる事になっており、平衡資金といえます。いざという時の貯金と言えるものです。貯金が多いと安心出来ます。令和四年度の一般会計剰余金は3億1041万7857円ありましたので、そのうち1億8000万円を回付し積み立て平衡資金は5億8682万円となります。歳出は無く、全額繰越します。

・災害対策金庫

歳入では、第四種賦課金相当額8270万円をここに繰り入れています。37億890万円の会計です。歳出では、令和六年能登半島地震緊急災害対策本部関係費として支援にあたる経費8000万円を計上しました。

・宗門振興推進金庫

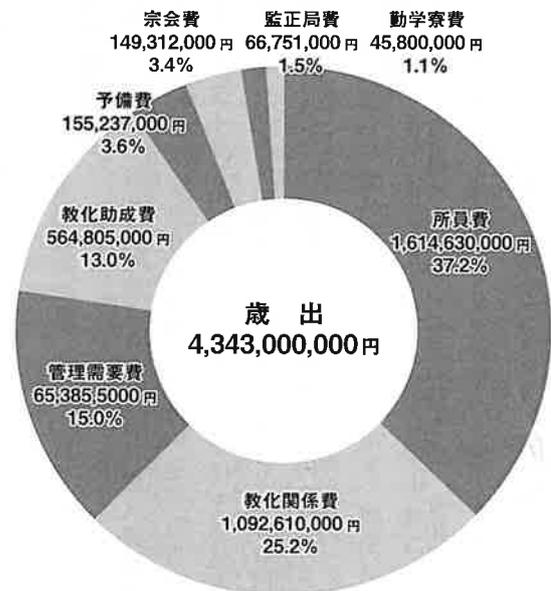
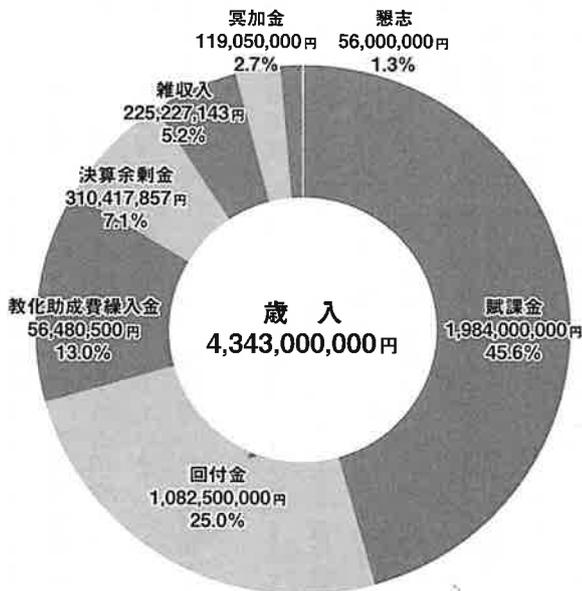
歳入は前年度繰越金9億200万円、雑収入が140万円の合計9億340万円です。歳出では、これまで毎年一般会計に多額の回付を行っていましたが今年度は回付しません。9億340万円そのまま令和七年度へ繰越します。

・宗門総合復興計画推進費

宗門復興推進計画は平成二十七年六月一日から始まり、令和六年度は最終年度の十年目となります。

収納現況は三月十一日現在、予算総額200億円に対し95.7%の191億3987万710円となっています。その内、懇志予算175億円に対しては、97.2%の170億1600万2844円の御懇志を頂いています。引き続きよろしくお願いいたします。

令和6年度 宗派一般会計歳計予算



回付金
 本願寺回付金 1,002,000,000円 23.1%
 一般会計回付金 1,000,000,000円 23%
 特別会計回付金 80,500,000円 1.9%
 出版事業費回付金 80,000,000円 1.8%
 百華金庫受納金 2,000,000円 0.1%
 寺院振興金庫回付金 500,000円 0.1%

賦課金
 第1種・第2種賦課金 1,850,000,000円 42.5%
 第3種賦課金 48,800,000円 1.1%
 第4種賦課金 82,200,000円 1.9%
 過年度賦課金 3,000,000円 0.1%

教化関係費
 寺院機能振興費 685,966,000円 15.8%
 人材育成費 188,625,000円 4.3%
 数学伝道費 164,452,500円 3.8%
 予備費 155,237,000円 3.6%
 社会教化推進費 21,456,500円 0.5%
 式典参拝費 28,110,000円 0.7%
 御扱費 4,000,000円 0.1%

所員費
 宗務所員関係費 1,464,630,000円 33.7%
 退職積立金 150,000,000円 3.5%

親鸞聖人 750 回大遠忌関係収入 1,000,000円 0.1%



・宗門総合振興計画令和六年度予算

令和六年度単年での予算は、歳入では、前年度繰越金56億9480万円に懇志を5820万円見込み、前年度当初比4億7909万円減額の57億5500万円としました。歳出では、宗務機能整備費として10億9725万円など、歳出総額15億6987万円です。予備費を41億8513万円としました。

◆通告質問について

通告質問は、二十三名の議員が致しました。近藤利尊（岐阜・一信会）、那須英信（備後・八五俱樂部）、渡邊幸司（安芸・顕心会）、竹中了哲（富山・顕心会）、豊原正尚（兵庫・一信会）、神戸修（大阪・誓真会）、広野允士（富山・門徒）、河原善雄（京都・八五俱樂部）、松野尾慈音（東海・一信会）、加藤一英（安芸・八五俱樂部）、大河内隆之（宮崎・顕心会）、高屋顕裕（福井・誓真会）、松原功人（山口・顕心会）、梨本興正（国府・顕心会）、出口智順（大阪・顕心会）、那須野浮英（滋賀・顕心会）、竹下三郎（山陰・門徒）、清岡大地（大阪・顕心会）、池本史朗（兵庫・八五俱樂部）、森澳仁（大分・一信会）、西光義秀（奈良・如顕心会）、下川弘喋（福岡・顕心会）、桑羽隆慈（山口・顕心会）の各議員です。

質問内容は以下の通りです。

- ・ 亀近藤利尊議員 ①「まことの保育」推進について
- ・ 那須英信議員 ①勤学寮と学階有階者の関係性 ②現在の混乱の解決策
- ・ 渡邊幸司議員 ①新しい領解文について ②ビハラの人材育成について
- ・ 竹中了哲議員 ①総局が、徳永前勤学寮頭と深川勤学を監正局に申告していることについて ②本来の「領解文」の位置づけについて
- ・ 豊原正尚議員 ①北境内地の活用について
- ・ 神戸修議員 ①男女共同参画について ②得度考査に関して
- ・ 広野允士議員 ①令和六年能登半島地震災害に対する支援について ②新型コロナ・パンデミックにおける「人間の精神面の対応」に関する総合的検証研究について ③インド仏教会との連携について
- ・ 河原善雄議員 ①「宗門におけるジェンダー平等」について

・ 松野尾慈音議員 ①門主無答責に関わる総局の姿勢について ②宗務所の労働環境悪化について ③本願寺北境内地の活用方法について

・ 加藤一英議員 ①総局・宗会議員の権限に関する法的解釈について ②「新しい領解文」に関する教義的見解の相違について、勤学寮への説明責任を求める。大河内隆之議員 ①教区再編に対する総局の展望と、その進捗状況 ②教区再編に組画変更は連動するのか。または別個に現行組画変更の見直しを進める用意があるのか。

・ 高屋顕裕議員 ①「新しい領解文」問題の対応について ②新たな賦課制度の対応について

・ 松原功人議員 ①現代版「領解文」制定方法検討委員会答申とご消息について

・ 梨本興正議員 ①「新しい領解文」について ②ビハラの諸問題について

・ 出智順議員 ①あそか花屋町クリニクの今後の運営方針について

・ 那須野浮英議員 ①新しい領解文は三業惑乱に匹敵するもので教団に影響する。総局の明確な判断を求める ②宗門の活動は経済・経営面が優先か「金の切れ目が縁の切れ目」になっている

・ 竹下三郎議員 ①過疎化への対応策について

・ 清岡大地議員 ①教区学習会に関連して ②ご消息発布に関連して ③「改悔批判」や「得度式」での依用について

・ 池本史朗議員 ①来年迎える戦後八十年に向けて、どのように取り組むのか

②北境内地駐車場について

・ 森箕仁議員 ①ご消息発布にかかる法規について ②得度式における新しい領解文の唱和について

・ 西光義秀議員 ①過疎寺院の実態の把握の実情と、宗教法人法の周知の現状について

・ 下川弘喋議員 ①御消息の発布に関わる疑問点のいくつかを指摘し、普及中断を求める ②宗法改正されて十二年になる。改正された現宗法の問題点のいくつかを示し、宗法を修正する意図が、有りか否か尋ねる。

・ 桑羽隆慈議員 ①この度の宗門史上類を見ない混乱と不信感にどう対処するか ②常務委員会と宗会との関係 ③あそか花屋町クリニクの閉鎖の責任は誰にあるか

◆法規二件について

法規に関しては、常務委員会にて議決されます。第四九回と第五〇回常務委員会でそれぞれ一件が成立しました。

第四九回常務委員会（令和五年十一月一日二日開催）

・第一号中央仏教学院規程の一部を変更する宗則

中央仏教学院には現在、研究所。本科・予科の三科があります。そのうち研究科を、研究科「教学・伝道課程」と研究科「勤式課程」の二課程にするものです。これに伴い「勤式指導所」が閉所になります。（令和六年四月一日より施行）

第五〇回常務委員会（令和六年二月十四日開催）

・第一号新制通信教育規程の一部を変更する宗則案

通信教育に専修課程、学習課程、入門課程の三課程がありますが、令和六年度から（令和六年九月）専修課程と学習課程を統合し、専門課程とします。入門課程との二課程になります。（令和六年九月一日から施行）

◆あそか花屋町クリニック、閉院について

令和三年六月一日に移転新築開院した「あそか花屋町クリニック」が令和六年三月末で、閉院する事になりました。これは、令和五年十二月二十五日の「一般財団法人本願寺ビハラ医療福祉会」（公文名眞理事長）の理事会。評議委員会で決定されました。本願寺門徒会館に本願寺の保健室的役割を担い「あそか診療所」がありました。

しかし、建物の老朽化もあり、地域のかかりつけ医療機関やビハラ活動の拠点として発展する事を目指し、京都教区教務所の隣の土地に木造二階建（床面積一階一八七㎡、二階一三七㎡）を新築し「あそか花屋町クリニック」と名称変更し開院したのですが、ビハラ活動にも使われず、近隣からも含め見込んだ患者数に遠く及ばない状態が続いていました。令和五年は一日の患者数が四名程度で、毎月数百万円の赤字が続き、宗派からの助成を受けてもなお運営が厳しいことから、閉院の判断をしたとの事です。宗派が要望を受け約一億三千万円で建物を建て、無償貸与しています。

しかし、閉院から閉院まで、わずか二年九か月です。移転計画の是非、運営の是非、様々な事の検証が必要で、建物の今後の活用方法も考えなくてはなりません。先の「あそかビハラ病院」の経営譲渡、特別養護老人ホーム「ビハラ本願寺」の経営問題に続き、この度の閉院と多額の浄財を使った上での事であり、誠に申し訳ないことです。

◆答申二件について

・北境内地事業方針等策定委員会答申について

北境内地を有効利用するための事業方針、及び具体的な整備計画案の提案を受ける業者の選定方法に関する答申が、一月十七日に北境内地事業方針等策定委員会（松原功人委員長）から総局に出されました。

①事業方針

さらなる伝道教化を図り宗門の護持発展に資するための資金を確保すべく、収益性を重視することを方針の第一とする。活用対象は北境内地全体とし、それにふさわしい計画を提案した業者に一任する事とする。ただし、参拝者用の駐車スペース七十台分を確保する。

②業者の選定方法

計画提案業者の選定は、契約候補業者選考会で、審査基準を基に書類審査を行い、予め二～三者を選定し、プレゼンテーションをし、一者に優先交渉権を与える。契約候補業者選考会の構成員は、総局員、内局員、宗会議員、本委員会の内から総長が指名した若干人とする。

※この答申が出て、早速、令和六年度の宗門長期振興計画推進費予算、宗務機能整備費の中に境内地整備費（北境内地事業推進費）として三億円が計上されています。これについて、門信徒の浄財で購入し、聞法会館や参拝者の駐車場として使っている土地です。①あまりにも拙速な進め方である。②利益のみを追求するようなので再考を求める。③第三者に計画を委ねるのでなく、宗派・本願寺自らの計画とすべき。④参拝者の利便性を最優先とすべき。⑤宗会のチェック機能が果たせない事業推進である。等、反対意見が多く出ています。慎重に検討すべきです。



・財政構想委員会答申（第四次）について

賦課制度の見直しにつきまして、令和五年二月十五日に財政構想委員会（竹田空尊委員長）から第三次答申が出され、そこでは令和五年度でその内容を皆様に説明しご意見を頂戴した上で、総局案を作成し、納得頂き法案化し常務委員会で議決し、令和六年四月から施行する運びでした。しかし、第三次答申の説明も不十分で理解をされていない現況では到底、令和五年度中の議決は出来ません。この度、令和六年一月三十一日、第四次答申として「賦課基準の見直しにかかるスケジュール等について」を提出しました。（宗報二月号に掲載されています。）ここでは、現況に鑑み、速やかに総局案を作成し令和六年度中に理解を得られるよう説明する事、寺院における公益法人としての適正な管理運営に資する施策をする事などを示しています。令和六年度は現行のままの賦課制度となり、見直しの実施は先延ばしになります。

◆本願寺関係

・第三十四回本願寺評議会（令和六年二月二日開催）

・二〇二四（令和六）年度寺務の基本方針

〈目的〉

親鸞聖人の生き方に学び、お念仏のみ教えをひろめることによって、自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現

〈目標〉

「魅力あふれる本願寺、お参りしたくなる本願寺」

- 1、あらゆる世代に向けた新たな本願寺ファンの創出
- 2、持続可能な財政基盤の確立
- 3、業務改善の推進
- 4、すべての人の幸せ（ウェルビーイング）の実現に向けた取り組み
- 5、本山振興計画及び大谷本廟総合整備事業の推進

・一般財団法人「本願寺未来財団」の設立について

浄土真宗本願寺派の本山たる本願寺の護持発展のため、本願寺とあらゆる人々

とのご縁づくりに資する事業を行い、自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献することを目的に、一般財団法人「本願寺未来財団」を令和六年六月をめどに設立するものです。

- ① 芸術・文化をはじめ社会の要請に応える生涯学習事業
- ② 本願寺周辺地域の活性化に関する事業
- ③ 本願寺境内を活用した文化推進事業
- ④ 物品販売及び飲食提供事業
- ⑤ 本願寺不動産の有効活用事業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

・大谷本廟総合整備事業推進の基本方針について

大谷本廟総合整備事業推進にあたり、先ず新納骨堂（仮称・第三無量寿堂）の建設から取り掛かり安定的な運営を図った後、大谷本廟諸施設の整備を推進する事とします。新納骨堂は令和八年度中の完成を目指します。

◆令和四年度本願寺決算について

（第三十三回本願寺評議会にて令和五年十月二日開催）

令和四年度も新型コロナウイルスの影響がありました。しかし、参拝者なども回復傾向でその結果、歳入総計は予算額の約一〇六%となりました。

歳入では、予算額46億円（令和三年度39億9千万円）のところ、48億7688万2108円（同40億5992万6907円）となり2億7688万2108円（同6992万6907円）の増収となりました。内訳は門徒講懇志で23億1609万9240円、一座経懇志で2億5567万3500円、納骨懇志で4億8633万6千円となりました。懇志全体では34億7935万3642円となりました。帰敬式（受式者5998名、令和三年度2819名）や免物（9039件）、得度（307名）等、冥加金で7億8768万7200円、令和二年度決算剰余金2億9990万3357円を繰り入れました。

歳出では、建物委託管理費1億3506万676円、免物調整費

3億2451万4254円、各所改修工事費3億1922万5750円、維持費3億5755万7338円、寺務所員費で11億8486万2350円となりました。そして、教化助成費5億921万8129円、宗派へ予算通り六億円回付いたしました。その結果、歳出総額は40億2520万964円でした。歳入から歳出を差し引き8億5168万1144円が剰余金となり、令和六年度予算に繰り入れられます。

◆令和六年度本願寺予算について

(第三十四回本願寺評議会にて令和六年二月二日開催)

令和六年度はコロナの影響が和らぎ、令和五年度予算に比べ、3億9千万円増額の51億9千万円を見込みます。しかし、剰余金の増額が約2億7500万円、寺務所員費が458万円増の13億6468万円、各所改修工事費が1億8900万円、財団法人設立準備関係費として4200万円増の6500万円、宗派への回付金は1億5000万円増額の10億円等です。総額は歳入と同額の51億9千万円です。

歳出では、懇志に対する教化助成費が3000万円増の5億4000万円、寺務所員費が458万円増の13億6468万円、各所改修工事費が1億8900万円、財団法人設立準備関係費として4200万円増の6500万円、宗派への回付金は1億5000万円増額の10億円等です。総額は歳入と同額の51億9千万円です。

◆新しい領解文についての動き

・第三二三回定期宗会まで

令和五年一月十六日にご消息として発布された、新しい「領解文」(浄土真宗のみ教え)をめぐる、その手続き・その内容・その普及推進方法など、多々問題があつて混乱している状況です。

五月三十一日、石上総長から池田総長に代わり収束に向かうかと思われましたが「前総局を継承する」との事で、一層混乱が深まりました。

総局の立場は一貫して手続き・内容に関して、「ご消息は勸学寮の同意を得て発

布したものである。手続きに瑕疵は無い。同意が無かつたら発布手続きはとれなかった。問題があるとすれば勸学寮が説明すべきである。」と言うものです。唱和推進に関しては、「宗務の基本方針が宗会で議決され、その具体策は常務委員会で議決されたものである。決められたことを肅々と実行するのが総局の仕事である。」との立場をくずしません。

そして、八月三十日の北豊教区より、各教区での学習会も始まりましたが、理解が深まるどころか反発不信を招く事になっていきます。この状況を宗会として放置傍観出来ない、収束に向けての取り組みがなされました。

八月二十八日、会長幹事長会が開催されました。公式なものではありませんが、宗会議長が宗会の各会派の会長と幹事長を招集し、この混乱のさなか各教区で学習会が順次開かれるが、問題収束の為に宗会としてどうすべきかの意見を聞いたため開かれたものです。総意として「唱和一〇〇%を目指す」などの推進策について総局に対し、取り下げを申し入れる事になりました。

九月十二日、園城宗会議長が池田総長に申し入れました。しかし、総長は宗会と常務委員会で議決された基本方針と具体策を引き続き肅々と推進する考えを示しました。

その後も、各地での学習会が行われますが、混乱は深まる状況です。九月二十八日の宗会に関する調査検討委員会において、総局に対し再度申し入れをしてほしいとの要望がまとまりました。それを受け、十月二十日、宗会運営委員会で協議し、宗会として正式に申し入れをする事になりました。

十月二十六日に園城宗会議長が池田総長へ再度「宗門の責任者である総長として現状を鑑み、一刻もはやく混乱収束に向けた対応を強く要望する。」との申し入れを行いました。しかし、総局は申し入れに応じず推進を進める考えでした。

そこで宗会議員として臨時宗会を要求しそこで「二〇二三(令和五)年度宗務の基本方針の具体策の一部変更を求める決議案」(一〇〇%唱和の停止の決議)を議決することが収束への第一歩と考えました。

臨時宗会を開くについては、経費の問題があります。しかし、宗門の一大事のこの混乱を収束するためなら、経費を惜しんではおられません。臨時宗会要求は全議員七十八名の二分の一以上の要求が必要で三十九名以上となります。その場合、総長は宗会の招集を決定しなければなりません。

有難い事に、発起人六人の呼びかけで二分の一以上の過半数四十人の賛同を得ました。臨時宗会で停止の決議の議決が可能な議員数となりました。ところが、

「100%唱和は基本方針の具体策」です。これは宗会ではなく常務委員会で議決したものです。常務委員会で変更しなければなりませんから、臨時宗会で議決した後、総局が常務委員会に提案して議決することになります。

しかし、四十人と言う議決できる過半数の重みを受け、事の重大性を認識し、臨時宗会をしなくても総局が初めから常務委員会に提案すれば臨時宗会を開かずとも済みませぬ。時間と経費と手間も省けます。

そこで、十一月十七日に発起人一同が総局に対して、臨時宗会の要求でなく、総局自ら収束策を実行するようにとの申し入れをする事になりました。

◆申し入れについて

第三百二十一回定期宗会において「二〇二三（令和五）年度宗務の基本方針」を議決し、第四十八回常務委員会において「二〇二三（令和五）年度宗務の基本方針の具体策」が議決されました。しかし、その具体策が推進されるにつれ、宗門内には混乱が生じております。また、全教区・沖繩特区における学習会が開催されておりますが、理解が深められているとは思われず、このままでは、今後の亀裂が懸念される状況になっております。

速やかに問題を解決し混乱を収めるためには、「宗務の基本方針の具体策」の一部を変更することが適切と考えます。そのため、「二〇二三（令和五）年度宗務の基本方針の具体策」の一部変更を求める決議（案）を作成したところ、宗会議員四十名のご賛同を得たことであります。貴職におかれましては、賛同いただいた宗会議員の思いをお汲み取りいただき、また学習会におけるご意見を考慮いただいたうえで、速やかに宗門の正常化の施策を実行されますことを強く求めます。

二〇二三（令和五）年十一月十七日

発起人

宗会議員	竹田空尊
宗会議員	桑羽隆滋
宗会議員	西村敏夫
宗会議員	笠置信行
宗会議員	松野尾慈音
宗会議員	森眞仁

総 長 池 田 行 信 様

ところが、この申し入れ、の事は総局から面会すら拒否されてしまい、この申し入れ書は渡せませんでした。この事を賛同議員に経緯報告をしました。

◆決議（案）署名における経緯について

このたび決議（案）の作成についてお願いを申し上げたところ、早速にご賛同をたまわり、署名議員が四十名に達しました。これらの状況から、今後の宗門の混乱と亀裂が懸念されますので、宗門の正常化への適切な施策を実行されますよう別紙申し入れ書を作成し、総局へ十一月十七日に面会を要請いたしました。

ところが、総長または総長指名の総務への面会の申し入れに対して、面会することも申し入れ書の受け取りについても拒否されました。

このような議会無視は、同朋教団を標榜するわが宗門に対する暴挙です。宗局の対応について、議員としても黙視し続けることは出来ないと考えます。早急に宗会において、臨時宗会開催に向けて準備をすすめる必要があると思われれますので、どうかよろしくご検討をお願いいたします。取り急ぎ、途中経過としてご報告申し上げます。

二〇二三（令和五）年十一月二十日 合掌

発起人

宗会議員	竹田空尊
宗会議員	桑羽隆滋
宗会議員	西村敏夫
宗会議員	笠置信行
宗会議員	松野尾慈音
宗会議員	森眞仁

決議（案）ご賛同議員各位

この事態になり、具体策の変更を総局に求めるのではなく、宗会自らが宗会で議決した令和五年度の基本方針から「新しい領解文」に関する項目を除くよう基本方針の一部を変更する議案で臨時宗会を要求する事としました。基本方針が変更になれば自動的にその具体策も変更しなければなりません。再び、十二月三日、発起人により賛同をお願いし再び四十名の署名捺印を頂きました。

ところが、宗会基本方針の議決は出来るが、変更の議決の権限はないとの意

見がありました。宗会で議決したことであっても、臨機応変に変更するべきものはするのが当然と考えていましたが、それは変えられないと言うのです。一時不再議で一度決めたことは再び議論しないのだとも言います。第三二一回定期宗会で決めた事であっても別の宗会で審議議決し変更することに何の問題もありません。宗則（法規）を決めますが、事情に応じて後に変更案を議決し変更しているのと同じです。

しかし、そういう意見・見方があるので、基本方針の変更の「決議」も併せて提出することとしました。臨時宗会の要求書は宗会議長を通して総局に提出します。十二月十九日、宗会議長に四十名の要求書を提出しました。宗会議長は一月十日に宗会運営委員会を開いてその手続きをすることになりました。

ところが、令和六年一月一日、能登半島地震が発生しました。取り巻く環境が変わりました。それで、臨時宗会の開催はいよいよ難しくなってきました。宗会運営委員会を経て、園城宗会議長から池田総長へ申し入れをすることになりました。

◆一月十五日付、園城宗会議長から池田総長への申し入れ

二〇二四（令和六）年度宗務の基本方針に関する申し入れについて

新しい「領解文」（浄土真宗のみ教え）の唱和推進にかかる宗門内の混乱につきまして、小職より、令和五年九月十二日及び十月二十六日の二度にわたり、宗政の責任者たる貴職に現況に鑑み、一刻も早く、混乱収束に向けて、何らかの対応をいただきたいと申し入れ、ご依頼いたしました。

しかしながら、学習会が進むにつれ、その混乱は収束するどころか、さらに拍車がかかり、泥沼の様相を呈していることは、宗門内のみならず、宗門外においても一目瞭然の事実です。それにも関わらず、総局からはなんら善処しようとする施策が一向に見えてくることはありませんでした。

その現況を悲憤慷慨して、宗会議員四十名から「二〇二三（令和五）年度宗務の基本方針の変更について」と案件を記して、臨時宗会招集要求書が小職に届きましたが、その案件が発議する内容に合致せず、書類としては一部不備があるように見受けられたことから運営委員会を令和六年一月十日に召集、開催し、この召集要求書の取り扱いについて、諮問いたしました。審議の結果、二月開催の定期宗会を目前に控えるこの時期及びその開催にかかる経費と人員、並びに令和六

年能登半島地震への支援について緊急を要する宗門現況に鑑み、召集要求書を総局に提出しないことといたしました。

しかしながら、宗門の混乱を非泣する宗門最高議決機関たる宗会の議員四十名の意思は極めて重大であり、それを無視することは到底ありえることではありません。

貴職におかれましては、来年度の宗務の基本方針につきまして、この混乱を引き起こした令和五年度の基本方針を引き継がず、確実に宗門内の混乱を収束させる方針案を綿密に検討いただき、企画諮問会議において、諮問、検証したうえで、総局においてその内容を十分に反映いただき、二月に開催される定期宗会において、議案上程いただきますよう、本申し入れを最後といたし、運営委員会委員の総意として強く要望いたします。

なお、小職も宗会議長として、この宗門の混乱を収めるため、二月の定期宗会においては、並々ならぬ覚悟と信念をもって臨みたいと存じます。

そして二月一日、企画諮問会議（竹田空尊会長）が開催され総局より来年度、二〇二四（令和六）年度宗務の基本方針及び具体策（案）が提示され諮問されました。そこには、新しい領解文に関する項目はありませんでした。

その理由として、池田総長は「新しい『領解文』が正しいとしても、民意の支持がなければ宗務を進めるのは難しい。正しいか正しくないかではなく、法義に基づく宗門を考える上でご消息をどう理解するか、皆さんと一緒に考えていきたいということ。」と述べました。

二月二十七日、宗門総合振興計画推進会議が開催されました。来年度の推進事業計画において、従来の「ご消息のお心を重く受けとめ、今後は僧俗を問わず多くの方々にさまざまな機会に、新しい「領解文」（浄土真宗のみ教え）を共に拝読、唱和させていただくことを原則とし、さらにその周知と普及の徹底を図ることとする。」から、「お心を重く受けとめ、念仏者としての生き方が身につくようにしていく。」に変更されることになりました。

また、「二〇二三年度計画に、「寺院行事での唱和一〇〇%をめざし」と掲げ、拝読、唱和、周知・普及にかかる具体的な数値目標を示した取り組み方法を見直し、「二〇二四年度計画では「拝読・唱和等については、各機関及び寺院が判断し、行うこととする。」と変更されました。しかし、「未開催の教区の学習会は開催を検討する。」とあります。徐々に変わりつつありますが、これまでの活動は、今直ぐ収束に向け行動を起こそうというものでした。来年度の基本方針が変わる、具



体策が変わることは一定の成果ですが、変える理由が有るならば今直ぐ今年度の基本方針と具体策をも変更すべきではないでしょうか。

令和六年二月二十七日まで

◆第三三三回定期宗会において

二月二十八日、総長執務方針演説で、新しい「領解文」に関し、いろいろな会所・人から異論の声・懸念する声・厳しい意見を承っており「来年度の宗務の基本方針に唱和の推進を掲げることは、更に宗門内の混乱を長引かせると判断し」と、掲げないと述べました。

通告質問で、松野尾慈音議員が「ご消息發布の責任は総局にあるのか、勸学寮にあるのか」と問いました。従来の総局の手続きに瑕疵は無い、勸学寮の同意があったから云々との答弁ではつきりしませんでした。結局「責任は申達した総局にある」と初めて認めました。

宗法第九条に「門主は宗務機関の申達によって宗務を行う」とあり、その二に「前項の宗務については、申達した宗務機関がその責任を負う」とありますので、当然、申達した総局に責任があるのですが、今までそれを認めなかったのです。

続いて、松原功人議員の質問で、池田総長は、「混乱の収束に覚悟を持って取り組む」と答弁しました。

そして、予算審査が進み可決した後、三月八日、池田総長が総辞職をしました。その理由は「令和六年度の宗務の基本方針や各種予算が成立し、方向性をつける事が出来たから」というものです。混乱の収束に何か手立てを講じるのでもなく混乱の責任を取るという事でもなく辞職した事になります。総辞職となり総長選挙が行われることになりました。

◆総長選挙

午後一時三十分、内事大応接室にて、ご門主様から総長候補者のご指名書が園城宗会議長へ交付されました。議場へ戻り開封されました。

候補者は二名、出席議員七十五名

- 池田 行 信 東京教区 栃木北組 慈願寺
- 荻野 昭 裕 和歌山教区 海南組 浮國寺

総辞職した総長とその筆頭総務の二人がご指名となりました。選挙ですから、どちらかを選ぶべきですが、二人とも今まで普及推進をしてきた人です。混乱の収束には期待できない選びにくい候補者となりました。

総長選挙は総長候補者の発表のあった日を含め二日以内に議員の定数（七十八）の三分の二以上（五十二）が出席し行わねばなりません。そして白票・無効票を除いた有効投票数の過半数の候補者が当選します。

出席が三分の二（五十二）必要ですので、二十七名が出席しなければ選挙はできません。三名は休んでいまして、あと二十四名が欠席すれば選挙ができない事になるのですが、二日以内に選挙をしなければなりませんから、単に引き延ばすだけとなります。そこで、どちらの候補者でもない「白票」を投じる事としました。

午後三時から選挙が行われました。

投票総数 七十五票

池田 行 信	十三票
荻野 昭 裕	二十七票
白	三十四票
無効票	一票

有効票四十票の過半数を得た候補者、荻野昭裕議員が当選し、総長になりました。「議決いただいた明年度基本方針と予算を粛々と執行していく。白票の意味は理解している。多くの意見を宗務に取り入れながら進めていく。」と、就任の挨拶をしました。そして、第三三三回定期宗会は閉会しました。

令和六年三月八日まで

◆僧侶四十七議員会派について（令和六年三月八日現在）

誓真会 七名

- 山階照雄（北海道・五期）・目谷照應（石川・四期）・高屋顕裕（福井・三期）
- 弘中貴之（山口・三期）・鹿多証道（兵庫・三期）・神戸修（大阪・一期）
- 菅原俊軌（山陰・一期）

八五俱樂部 十三名

石上智康(東京・九期)・霍野廣紹(北豊・五期)・三好慶祐(福岡・三期)
 滋野浄真(長野・三期)・野瀬善隆(滋賀・三期)・河原善雄(京都・二期)
 藤山憲二(四州・二期)・加藤一英(安芸・二期)・加藤尚史(熊本・二期)
 亀井義昭(北海道・一期)・岡本広樹(山陰・一期)・池本史朗(兵庫・一期)
 那須英信(備後・一期)

顕 心 会 十五名

浅野弘毅(四州・九期)・松原功人(山口・八期)・桑羽隆慈(山口・七期)
 下川弘瑛(福岡・七期)・那須野浮英(滋賀・六期)・光岡理学(佐賀・六期)
 武野公昭(安芸・五期)・竹中了哲(富山・三期)・清岡大地(大阪・二期)
 大河内隆之(宮崎・二期)・渡邊幸司(安芸・二期)・梨本興正(国府・一期)
 亀原了円(熊本・一期)・出口智順(大阪・一期)・西光義秀(奈良・一期)

一 信 会 八名

竹田空尊(福井・八期)・足利善彰(東北・六期)・笠置信行(鹿児島・二期)
 森慎仁(大分・二期)・黒田玲(新潟・一期)・近藤利尊(岐阜・一期)
 松野尾慈音(東海・一期)・豊原正尚(兵庫・一期)

無 所 属 二名

池田行信(東京・五期)・公文名眞(高岡・三期)

総長 荻野昭裕(和歌山・四期) 八五俱樂部

議長 園城義孝(長崎・六期) 一信会

◆九州龍谷短期大学について

佐賀県鳥栖市にあります、佐賀龍谷学園の九州龍谷短期大学が令和七年度をもって閉学をする事になりました。少子化や四年制大学志向により、定員割れが常態化し経営が厳しい事によるものです。僧侶養成の面でも重要な役割を担っていましたので残念な事です。

第三百二十三回定期宗会報告 編集後記

一月一日に発生いたしました令和六年能登半島地震にて、被災されました皆様の方々にお見舞い申し上げます。

私こと、昨年六月に大心会を退会しました。本年一月十六日に、「新しい領解文」に関する混乱収束に向け、志を同じくする議員で「一信会」を結成いたしました。ご安心が議論となるなか、「如来より賜る同一信心の仲間」という意味です。

令和六年度の基本方針から新しい領解文に関する項目がなくなりました。しかし、得度では使用されます。新しい領解文を使うのであれば得度は受けさせないという住職様もおられます。今後の総局の方針を注意深く見ていかなければならないと思います。

北境内地の利用についての答申が出て、段取りよく早々に計画が進みそうです。北境内地は門信徒の浄財で昭和六十一(一九六八)年に取得したものですので、皆が納得するものでないといけません。今後、宗会でも議論が行われるでしょう。賦課制度の見直しは、第三次答申を受けての「総局案」が出ないまま経過してしまいました。総局案が出て説明し、初めて本当の議論ができます。皆が納得した上で賦課制度の見直しとなりますが、まだ先となりました。

三月二十九日に常務委員会があり、法規議案が撤回されました。勸学寮監正局についての議案でした。裏には、領解文推進の意図が隠されているようです。ビハラー検証委員会でビハラー病院・特別老人ホーム・あそかクリニック医院の検証が行われています。数十億円のお金で使用されており、全て門信徒の浄財です。誰も責任を取りません。責任の所在をはっきりすることが大切です。

以上、誠に粗略ではございますが、今般の宗会と定期宗会のご報告とさせていただきます。

季節の変わり目や天候不順のなか、御身くれぐれもご自愛下さいますようお願い申し上げます。引き続きよろしくお願いいたします。合掌

二〇二四(令和六)年四月十二日 宗会議員 笠置 信 行

鹿児島教区・沖縄県宗務特別区ご寺院の皆さまへ